

国住指第555号
国住街第39号
平成27年5月27日

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）

建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号。以下「改正法」という。）については平成26年6月4日に公布され、エレベーターの昇降路の部分の床面積の容積率不算入（平成26年7月1日施行）及び定期調査・検査報告制度（公布日から2年以内において政令で定める日から施行）に係る部分を除き、平成27年6月1日から施行されることとなった。

また、建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成27年政令第11号）、建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（平成27年国土交通省令第5号）及び関連する告示についても、平成27年6月1日から施行されることとなった。

については、今回施行される改正法等による改正後の建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「機関省令」という。）等の運用について、下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁並びに貴職指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨周知方願いする。なお、国土交通大臣指定又は地方整備局指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

第1 構造計算適合性判定制度の見直し

- 1 構造計算適合性判定に係る手続きの見直し（法第6条から第6条の3まで、第18条及び第94条関係）

(1) 構造計算適合性判定及び建築確認の申請及び審査の手続き等について（法第6条から第6条の3まで関係）

従来の構造計算適合性判定制度においては、建築主が建築主事又は指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）に建築確認の申請を行い、その後、建築主事等が構造計算適合性判定を求めることとしていたところ、構造計算適合性判定の段階での指摘により設計全体の大幅な見直しを要する場合があること等が課題であったことを踏まえ、建築主が指定構造計算適合性判定機関又は都道府県知事（以下「指定構造計算適合性判定機関等」という。）に直接申請する仕組みに改め、建築主事等は、建築主から適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、確認をすることができることとした。

したがって、建築主事等は、それぞれの審査において補正等があった場合を含め、最終的に確認を行う建築物の構造計算について適合判定がなされていることを確かめた上で、確認を行う必要がある。このため、「確認審査等に関する指針」（平成19年国土交通省告示第835号）第1第4項第3号ロ(2)(i)においては、建築確認の申請書等と適合判定通知書等の記載事項が相互に整合していることを確かめることとしており、当該事務を適確かつ円滑に行うことができるよう、申請者に対し、補正等があった場合を含め整合した図書を提出するよう適切に周知・指導されたい。また、建築主事等及び指定構造計算適合性判定機関等の間においても、互いの指摘事項、留意事項、補正された図書等を適切に情報共有・調整し、制度の適確な施行の確保に努められたい。こうした情報を共有しながら審査を進めることは、秘密保持義務に抵触するものではない。

(2) 増改築を行う建築物に係る申請図書及び書類の合理化（施行規則第1条の3第10項及び第11項並びに第3条の7第4項関係）

総務省による平成26年10月14日付け「規制の簡素合理化に関する調査結果に基づく勧告」を踏まえ、増改築に係る部分とそれ以外の部分がエキスパンションジョイント等により構造上分離されており、かつ、増改築に係る部分以外の部分の計画が、令第81条第2項又は第3項に規定する基準（以下「構造計算基準」という。）に適合することが明らかなものとして国土交通大臣が定めるもの（以下「構造計算基準に適合する部分の計画」という。）に係る確認の申請においては、当該建築物に係る検査済証の写し等を提出する場合にあっては、構造計算基準に適合する部分の計画に係る構造計算書等の提出を不要とした（施行規則第1条の3第10項及び第11項）。このような場合には、構造計算適合性判定においても、構造計算基準に適合する部分の計画に係る構造計算書等の提出を不要とした（施行規則第3条の7第4項）。すなわち、構造計算適合性判定が必要となる構造計算基準（以下「特定構造計算基準等」という。）による構造計算によって安全性が確かめられた建築物でなければならない場合であっても、構造計算基準に適合することが明らかな部分については、これらの基準に適合するかどうかの確認審査を要するものではないため、構造計算適合性判定は不要であることを明確化したものである。

なお、原則として検査済証の写しの提出が必要であるが、建築確認台帳に係る記載

事項証明（完了検査を行った機関が交付したもの）を検査済証の写しと同等の書類とみなして審査を行っても差し支えない。

(3) 全体計画認定における構造計算適合性判定（施行規則第10条の23第6項関係）

法第86条の8第1項の規定に基づき特定行政庁が全体計画認定を行う際に、状況に応じて構造計算適合性判定を実施できるよう制度改正が求められていたところ、改正法により構造計算適合性判定を独立して受けることができることとなったことを踏まえ、全体計画認定の申請に際し、特定行政庁が建築物の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める図書及び書類を申請書に添えなければならないこととした。

これにより、特定行政庁の規則で適合判定通知書又はその写しを定めた場合にあっては、法第6条の3の構造計算適合性判定の申請を行い適合判定通知書が交付された後、全体計画認定の申請の際に当該適合判定通知書又はその写しを提出をすることとなる。この場合、建築確認の時点で計画の変更がなければ、当該適合判定通知書又はその写しを建築主事等に提出すれば、再度構造計算適合性判定を受けることを要しない。

なお、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第1項の規定に基づく認定等他法令に基づく認定に係る建築物等については、構造計算適合性判定の取扱いに変更はないため、留意されたい。

2 比較的審査が容易な構造計算に関する構造計算適合性判定の見直し（法第6条の3第1項ただし書及び第18条第4項ただし書関係）

建築物の計画が特定構造計算基準等のうち確認審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに適合するかどうかを、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として施行規則第3条の13第1項で定める要件を備える者（以下「特定建築基準適合判定資格者」という。）である建築主事又は確認検査員が審査する場合には、構造計算適合性判定を要しないこととし、確認審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものは、令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算（許容応力度等計算（ルート2））で、法第20条第1項第2号イに規定する方法によるものによって確かめられる安全性を有することとした（令第9条の3）。

また、特定行政庁及び指定確認検査機関は、その監督下にある建築主事及び確認検査員が特定建築基準適合判定資格者として法第6条の3第1項ただし書の規定による審査を行う場合にあっては、その旨をウェブサイトへの掲載等により公表することとした（施行規則第3条の13第2項）。

法第6条の3第1項ただし書の規定による審査は、「確認審査等に関する指針」における審査の方法及び審査すべき事項に基づく審査であって、確認のための審査と同様の審査を、構造計算適合性判定による複層的な審査ではなく、特定建築基準適合判定資格者である建築主事又は確認検査員が単独で行うことを規定したものである。

したがって、特定行政庁又は指定確認検査機関において、例えば、所轄区域等の全

部又は一部において、その監督下にある建築主事又は確認検査員が特定建築基準適合判定資格者であり、法第6条の3第1項ただし書に規定する特定構造計算基準等に適合するかどうかの審査を行う場合においては、当該所轄区域等において、同項ただし書の規定による審査を行う旨の公表が必要であり、当該審査の申請を受理することを拒否することはできない。この場合、申請者に対して構造計算適合性判定を求めることはできないことに留意されたい。なお、一の所轄区域等において当該審査を行う者が特定建築基準適合判定資格者に該当する者と該当しない者を含む複数名存在する場合には、どちらの者も審査することが可能であるが、本特例の適用の有無について申請者の意向を踏まえ、申請者と適切に調整されたい。

本特例の適用の有無については、適切な公表・周知、事前相談、申請書（施行規則別記第2号様式第4面第9欄イ）の確認等により、申請者と認識の齟齬が生じないよう円滑な施行に留意されたい。

3 既存不適格建築物の増改築時の構造計算適合性判定の義務付け（法第6条の3第1項、第18条第4項及び第86条の7第1項関係）

法第3条第2項の規定により法第20条の規定の適用を受けない建築物について、法第86条の7第1項の政令で定める範囲内において増改築をする場合において、同項の政令で定める基準（以下「特定増改築構造計算基準」という。）に適合するかどうかの確認審査を要するものであるときは、構造計算適合性判定を要することとした（法第6条の3第1項、第18条第4項及び第86条の7第1項）。

また、特定増改築構造計算基準は、令第81条第2項又は第3項に規定する基準に従った構造計算で、法第20条第1項第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有すること（法第6条の3第1項の特定構造計算基準と同一の基準）とした（令第9条の2）。

なお、令第137条の2の改正を行っているが、上記改正に伴う所要の改正であり、内容の実質的な変更は行っていない。

また、既存建築物を増改築して活用する様々なニーズが現れており、法第86条の7第1項の緩和措置の活用が見込まれるなか、構造計算の審査を万全とするため、「建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件の一部を改正する件」（平成27年国土交通省告示第674号）により、既存不適格建築物に対し延べ面積1/2以下の増改築を行う場合であっても、同じ規模・構造の建築物を新築する場合と同様に、構造計算適合性判定の対象となる（平成27年6月1日施行）ため、留意されたい。なお、構造上分離された既存部分については、従来どおり、構造計算適合性判定を要しないことに留意されたい。

なお、法第3条第2項の規定により既存不適格建築物として法第20条の規定が適用されない場合であっても、構造計算基準の適用を判断する場合にあっては、エキスパ

ンションジョイント等で構造上分離されている建築物の各部分ごとに、法第20条第1項各号を適用することが可能であり、第3を参考にされたい。

4 構造計算適合判定資格者の検定及び登録制度の創設（法第5条の4、第5条の5、第77条の17の2及び第77条の66関係）

構造計算適合判定資格者検定を創設し、当該検定の実施に関する事務を指定構造計算適合判定資格者検定機関に行わせることとした。

当該検定の受検資格は、一級建築士試験に合格した者で、構造計算適合性判定の業務等について5年以上の実務経験を有することとした。

また、構造計算適合性判定員は、構造計算適合判定資格者検定に合格した者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者として国土交通省令で定める者であって、国土交通大臣の登録を受けた者から選任することとした。構造計算適合判定資格者の登録に関する権限は、施行規則第12条第8号の規定に基づき、国土交通大臣から地方整備局長等に委任するとともに、法第77条の66第2項において準用する法第77条の63の規定に基づき、登録の申請等の手続きは都道府県知事を経由して行うこととなったため、建築基準適合判定資格者の登録と同様に引き続き円滑な実施をお願いする。

なお、現行の構造計算適合性判定員の要件を備える者は、施行日（平成27年6月1日）から2年間は改正法の構造計算適合判定資格者として登録を受けたものとみなすこととした。ただし、2年を経過した後も構造計算適合性判定員として業務を行う場合は、改正法の構造計算適合判定資格者として登録が必要であるため、留意されたい。

5 指定構造計算適合性判定機関の指定権者の見直し（法第18条の2関係）

2以上の都道府県の区域において、構造計算適合性判定の業務を行おうとする者を指定する場合にあっては、国土交通大臣が指定することとした。また、当該業務を一の地方整備局の管轄区域内のみにおいて行う場合については、当該地方整備局が指定することとした。

また、都道府県知事が当該指定を受けた者に構造計算適合性判定の全部又は一部を委任できることとした。

都道府県知事は、申請者の利便性を考慮して、国土交通大臣の指定を受けた指定構造計算適合性判定機関に対し、積極的に委任していくことが求められる。

特に、法第77条の35の4第6号又は指定構造計算適合性判定機関指定準則（平成27年3月2日付け国住指第4539号～第4541号）第3第3号の規定により、いずれの指定構造計算適合性判定機関においても構造計算適合性判定を受けることができない建築主、建築士事務所、工事施工者等が生じることがないように十分留意されたい。

また、都道府県知事は、国土交通大臣の指定を受けた指定構造計算適合性判定機関が法第77条の35の19の規定により、その指定を取り消され、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じられた場合においても、都道府県内における構造計算適合性判定の審査が滞ることがないように十分留意されたい。

6 指定構造計算適合性判定機関に関する規定の整備（法第77条の35の2から第77条の35の21まで関係）

改正法により建築主が指定構造計算適合性判定機関を選択することとなったことに伴い、指定構造計算適合性判定機関の指定基準として構造計算適合性判定員の数や資力に関する要件を追加するとともに、これに対応した申請書類の追加など指定構造計算適合性判定機関の指定の申請等について所要の規定の整備を行った（法第77条の35の2から第77条の35の21まで及び機関省令第31条の3から第31条の15まで）。

なお、構造計算適合性判定員の数の算定に当たっては、確認検査員と異なり、法律上常勤の者に限られていないため、常勤換算方式によることとしている（機関省令第31条の3の2）。したがって、常勤・非常勤にかかわらず雇用契約を締結している者のほか、構造計算適合性判定を行うために、指定構造計算適合性判定機関と法第77条の66第1項の登録を受けた者との間で一定期間構造計算適合性判定員として委嘱契約を締結し、判定業務を個別の案件単位で依頼する場合も、実質の業務時間に応じて、構造計算適合性判定員の人数算定に加算することが可能である。

7 指定確認検査機関の指定基準の見直し（法第77条の20関係）

改正法により建築主が指定構造計算適合性判定機関を選択することとなったことに伴い、指定確認検査機関の指定基準として、指定確認検査機関又はその親会社等が指定構造計算適合性判定機関である場合は、当該指定構造計算適合性判定機関に対してされた構造計算適合性判定の申請に係る建築物の計画について、確認をしないものであることを追加することとした。

第2 指定確認検査機関等による仮使用認定制度の創設（法第7条の6及び第18条関係）

指定確認検査機関又は建築主事が、安全上、防火上及び避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準（以下「仮使用認定基準」という。）に適合することを認めるときは、完了検査を受ける前であっても建築物を仮使用できることとした（法第7条の6第1項第2号）。

増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事で避難施設等に関する工事を含むものについては、国土交通大臣が定めるものを除き、特定行政庁に申請しなければならないことに留意されたい（施行規則第4条の16第3項）。

また、指定確認検査機関が仮使用を認めるときは、仮使用認定報告書を特定行政庁に提出しなければならないこととし、特定行政庁は、当該建築物が仮使用認定基準に適合しないと認めるときは、建築主及び指定確認検査機関にその旨を通知し、当該認定を失効させることとした（法第7条の6第3項及び第4項）。

第3 構造耐力に関する規定の整備（法第20条関係）

エキスパンションジョイント等で構造上分離されている建築物の各部分（以下「独立部分」という。）は、法第20条第1項に規定する基準の適用については、それぞれ別の建築物の部分とみなすこととし、不要となった令第81条第4項を削除したほか、関連する告示等の整理を行った。

これにより、法第20条第1項各号の適用に当たっては、独立部分ごとに、高さ、階数及び面積等を算定し、それぞれ同項各号に掲げる建築物の区分のいずれに該当するかを確認することとなる。

なお、今般の法改正に伴い追加された確認申請書（施行規則別記第2号様式）の第6面に記載する「延べ面積」及び「建築物の高さ等」については、独立部分がそれぞれ法第20条第1項各号に掲げる建築物の区分のいずれに該当するかを確認するためのものであり、当該独立部分ごとに算定された数値等を記載することとなる。

第4 木造建築関連基準の見直し

1 3階建ての学校等に関する規制の見直し（法第27条関係）

法別表第一（一）項から（四）項までに掲げる特殊建築物については、その主要構造部が、特殊建築物に存する者の全てが地上までの避難を終了するまでの間、通常の火災による倒壊及び延焼を防止するために必要とされる性能を有し、かつ、建築物の他の部分から延焼するおそれがある外壁の開口部に防火設備を設けることにより、建築することができることとした。

技術的基準及び構造方法等については、令第110条から第110条の3まで及び「建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件」（平成27年国土交通省告示第255号。以下「特殊建築物告示」という。）に定めているが、以下の点に留意の上、適切な運用を図られたい。

①特定避難時間（令第110条第1号関係）

特殊建築物告示においては、具体的な構造方法を定めるものであることから特定避難時間について言及していないが、特殊建築物の用途・規模に応じた特定避難時間を具体的に算出した上で、その仕様を定めたものである。したがって、建築確認においては、特定避難時間を確認することは要さず、主要構造部等が特殊建築物告示において規定する構造方法どおりであることを確認すればよい。

②他の外壁の開口部から通常の火災時における火炎が到達するおそれがある外壁の開口部（令第110条の2第2号関係）

他の外壁の開口部から通常の火災時における火炎が到達するおそれがある外壁の開口部に係る規制の対象は、近年の実大火災実験により、屋外を通じ区画を越えた延焼を防止する対策の必要性が明らかになったことから、新たに定めるものである。

なお、規制対象は、今回の技術的基準の合理化によって新たに建築が可能となる次の（イ）及び（ロ）に示す建築物のみであり、その他の建築物については、

従来どおり、延焼のおそれのある部分にのみ防火設備を設けることで規定に適合することとなる。

(イ) 1時間準耐火基準(※)に適合する準耐火構造(耐火構造を除く。)の3階建ての学校等(学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場)

※令第129条の2の3第1項第1号ロに掲げる基準のうち主要構造部に1時間の非損傷性等を求めている部分を指す。

令第112条第1項で定義しており、内容は改正前の令第115条の2の2第1項第1号に掲げる基準と同一である。

(ロ) 令第110条第1号に掲げる基準に適合するものとして法第27条第1項の規定による認定を受けた3階建て以上の建築物

2 大規模の建築物の主要構造部に関する規制の見直し(法第21条関係)

延べ面積が3,000㎡を超える大規模な木造建築物について、通常火災による延焼を防止する性能を有する壁、柱、床等の建築物の部分又は防火設備(以下「壁等」という。)で、建築物を3,000㎡以内ごとに区画することにより、主要構造部が耐火構造等できなくとも建築できることとした(法第21条第2項)。

壁等の技術的基準及び構造方法については、令第109条の5並びに「壁等の構造方法を定める件」(平成27年国土交通省告示第250号。以下「壁等告示」という。)及び「壁等の加熱面以外の面で防火上支障がないものを定める件」(平成27年国土交通省告示第249号)に定めているが、以下の点に留意の上、適切な運用を図られたい。

①火災継続予測時間(令第109条の5第1号関係)

壁等告示は、壁等で区画された木造建築物の部分の火災継続予測時間を90分(※)として、壁等の仕様を定めたものである。したがって、建築確認においては、火災継続予測時間を確認することは要さず、壁等が壁等告示の構造方法どおりであることを確認すればよい。

※通常の火災による、建築物の収納可燃物の燃焼及び主要構造部を準耐火構造や裸木造等とした木造建築物の構造躯体の燃焼を想定し設定。

②壁等の加熱面以外の面で防火上支障がないもの(令第109条の5第2号関係)

「壁等の加熱面以外の面で防火上支障がないものを定める件」では、壁等である防火設備の加熱面以外の面における防火設備の周囲を不燃化したものなどを定めており、遮熱性を有しない防火設備を設ける場合には、同告示への適合も確認する必要があることに留意されたい。

なお、同告示各号イ(1)及びロ(1)の規定については、法第21条第2項の規定に基づく認定を受ける場合を想定しているものであり、壁等告示で定める仕様で壁等を建築する場合は、同告示各号イ(2)及びロ(2)に定める仕様への適合を確認することとなる。

第5 新技術の円滑な導入に向けた仕組み(法第38条、第67条の2、第67条の4及び第68条の26関係)

法第2章の規定等は、その予想しない特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物については、国土交通大臣がその構造方法又は建築材料がこれらの規定に適合するものと同等以上の効力があると認める場合においては、適用しないこととし、当該認定の申請手続き等について所要の規定の整備を行った。その認定対象としては、主に次のものを想定している。

- ①現時点では一般的な検証方法が未確立であるため、既存の構造方法等との比較検討など検証方法の検討も行いつつ、同等性の評価を個別に行うことにより安全性を検証する必要があるもの
- ②ハード対策としての技術的基準だけでなく、特殊な維持管理などソフト対策が確実に機能することを前提としているため、一般的な構造方法等として技術的基準に位置付けることが馴染まないもの

第6 老人ホーム等の地階に係る容積率の不算入措置（法第52条第3項関係）

我が国における高齢者人口の急速な増加から、高齢者等の住まいの質の向上や良質な住まいの供給を促進することが必要であるところ、従来の住宅に加え、建築物の地階で老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下「老人ホーム等」という。）についても、それらの用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を限度として、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないこととした。

老人ホーム等の地階に係る容積率の不算入措置の対象となる地階の部分は、令第1条第2号に規定する地階のうち、その天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものとした。

第7 建築物の事故等に対する調査体制の強化

1 特定行政庁の調査権限の充実（法第12条第5項から第7項まで関係）

特定行政庁による報告徴収の対象に建築材料等の製造者等を、立入検査の対象に当該製造者の工場等を追加することとした。また、建築物の所有者、建築主、設計者、製造者、工事施工者等に対し、帳簿、書類その他の物件の提出を求めることができることとした。違反事実の確認等への活用が期待される。

2 国土交通大臣による調査権限の創設（法第15条の2関係）

国土交通大臣は、法第1条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、自ら報告徴収、立入検査等を行うことができることとし、当該立入検査を地方整備局長等も行うことができることとした（施行規則第7条第3項及び第12条）。

第8 その他所要の改正事項

1 移転（法第3条及び第86条の7第4項関係）

改正法により、既存不適格建築物を移転する場合については、原則として現行基準に適合させなければならないこととした（法第3条第3項第3号）が、同一敷地内の移転については、改正の前後で変更はなく、引き続き既存不適格のまま移動することが可能である（令第137条の16第1号）。

一方、他の敷地への移転については、移転先の地域に支障を与えるような既存不適格建築物の移転を認めるべきではないため、個々の事例ごとに、移転が交通上、安全上、防火上、避難上、衛生上及び市街地の環境の保全上支障がないと特定行政庁が認めるものに限ることとした（令第137条の16第2号）。

2 罰則の強化等（法第98条から第106条まで関係）

（1）特定行政庁の報告徴収、立入検査等に係る罰則の強化（法第99条）

特定行政庁による建築物の所有者等に対する報告徴収、立入検査等を拒んだ者等への法定刑を、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に引き上げることとした。

（2）認定建築材料等を引き渡した者に対する罰則の創設（法第98条、第99条、第101条及び第105条）

設計図書に記載された認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料等が引き渡されたことにより、建築物に実体規定違反が生じた場合には、当該建築材料等を引き渡した者を、違反した規定に応じ、最大で3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処することとした。また、法人の代表者や従業員が違反した場合には、当該法人に、違反した規定に応じ、最大で1億円以下の罰金刑を科すこととした。

（3）その他の罰則（法第99条から第106条まで）

その他所要の罰則を整備した。